

簡易公募型競争入札方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く))
(入札説明書 (個別事項) を兼ねる)

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。
なお、本公示は入札説明書 (個別事項) を兼ねています。
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）東京支社の北海道新幹線、新函館北斗駅外 1 箇所台車雪落とし設備実施設計に係る指名競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、入札説明書（共通事項）（令和 6 年 1 月 4 日時点）及び本公示（入札説明書（個別事項））によるものとします。

令和 6 年 2 月 13 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
契約担当役 東京支社長 浅見 均

1 手続開始の公示日 令和 6 年 2 月 13 日

2 契約担当役

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
契約担当役 東京支社長 浅見 均
東京都港区芝公園 2-4-1 (芝パークビルB館)

3 役務の概要

(1) 役務件名 北海道新幹線、新函館北斗駅外 1 箇所台車雪落とし設備実施設計（電子入札対象案件）

(2) 役務内容 本役務は、北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）の新函館北斗駅（下り副本線）及び長万部駅（上り副本線及び下り副本線）に設ける台車雪落とし設備について設計を行うものである。

台車雪落とし設備は、冬季の列車走行に伴って台車周りに付着した雪氷を除去又は軽減するため、駅に列車を停車させ、軌道レール近傍に設置した温水噴射ノズルから散水し、台車周りの雪氷を落とす設備である。散水時の温水噴射ノズルは固定式と手持ち式の組み合わせを計画している。なお、台車雪落とし設備のシステム基本構想は機構から提示するものとし、基本構想に基づく各機器の仕様及び配置、配管及び配線の設計を行うものである。

(3) 役務の詳細な説明

台車雪落とし設備の設計は次のとおりである。

新函館北斗駅台車雪落とし設備	1式
長万部駅台車雪落とし設備	1式

- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から 18箇月間
(5) 本役務は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより実施する対象役務である。

4 指名されるために必要な要件

指名される者は、入札説明書（共通事項）2に定めるもののほか、次の(1)から(6)までの条件を満たしている入札参加者とする。

ただし、条件を満たしている入札参加者が多数のときは、(6)の「当該業務における技術的適性」の評価結果を基に指名されないことがある。

(1) 入札参加者に要求される資格

ア 当機構における「土木関係建設コンサルタント業務」又は「建築関係建設コンサルタント業務」に係る令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

イ 参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構理事長から「関東甲信地区」において独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成15年10月機構規程第83号。以下「指名停止等措置要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

ウ 業種区分「機械設計調査」における令和4年度の当機構の作業成績が、平均で60点未満でないこと。

(2) 参加表明書の提出者の役務実績に関する要件

参加表明書を提出する者は、下記に示される「同種又は類似役務」について平成25年度から本件の参加表明書の提出期限までに完了し、引渡し済みの役務（再委託による役務は含まない。当該役務が当機構発注の役務で作業成績評定点がある場合は、65点以上のものに限る。ただし、当機構の発注した役務のうち作業成績評定点の通知を受けていない役務においても要件を満たす場合には役務実績とすることができる。）において、1件以上の実績を有さなければならない。

同種役務：以下のいずれかの役務をいう。

- ①鉄道線路の消雪又は融雪設備の設計（加熱機を有するものに限る。）
②列車の台車融雪設備の設計（加熱機を有しきつ編成に対応したものに限る。）

類似役務：路面消雪又は融雪設備の設計（加熱機を有するものに限る。）

(3) 配置予定技術者の資格に関する要件

以下の資格又はこれらと同等の能力と経験を有する者とする。

主任技術者：技術士（機械部門、衛生工学部門、建設部門、上下水道部門又は総合技術監理部門（機械、衛生工学、建設又は上下水道）に限る。）、設備設計一級建築士、建築設備士又は空気調和・衛生工学会設備士（空調部門又は衛生部門）の資格を有する。

なお、設備設計一級建築士の資格の場合は、参加表明書提出時点において建築士法（昭和 25 年法律第 202 号。以下、「建築士法」という。）第 22 条の 2 に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること。ただし、建築士法施行規則（昭和 25 年建設省令第 38 号。以下、「建築士法施行規則」という。）第 17 条の 37 第 1 項

「三 設備設計一級建築士定期講習」の項に該当する者も含む。

「これらと同等の能力と経験を有する者」とは、機械設備の設計について 10 年以上の実務経験を有する者をいう。

本役務は、照査技術者の配置を求める。

(4) 配置予定技術者に必要とされる役務の経験

主任技術者は、(2)に示される「同種又は類似役務」について、平成 25 年度から本件の参加表明書の提出期限までに完了し、引渡し済みの役務（再委託による役務及び照査技術者として従事した役務は含まない。主任（管理）技術者又は担当技術者としての経験に限る。当該役務が当機構発注の役務で作業成績評定点がある場合は、65 点以上のものに限る。ただし、当機構の発注した役務のうち作業成績評定点の通知を受けていない役務においても要件を満たす場合には役務経験とすることができる。）において、1 件以上の経験を有さなければならない。

(5) 手持ち業務量

ア　主任技術者は、本件の公示日現在における手持ち業務の契約金額合計が 5 億円未満かつ件数が 10 件未満である者。ただし、当該手持ち業務に当機構発注の役務であり調査基準価格を下回る金額で落札したものがある場合は、契約金額合計が 2.5 億円未満かつ件数が 5 件未満である者。

イ　手持ち業務は、主任技術者又は担当技術者となっている 1 件当たりの契約金額が 500 万円以上の業務を対象とする。

(6) 入札参加者を選定するための基準

「競争参加者の指名基準について」（平成 15 年 10 月 1 日付け経会第 24 号・鉄業契第 7 号通達）に定める指名基準による。

なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 717 号）に基づく登録状況、役務の実績並びに配置予定の技術者の資格、役務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

評価基準は、下記のとおりとする。

評価項目	評価の着目点			判断基準
参加表明者（企業）の実績及び能	資格要件	技術部門登録	建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 717 号）に基づく登録状況	機械部門の登録がある者を優位に評価する。

力	専門技術力	成果の確実性	平成 25 年度から本件の参加表明書の提出期限までに完了し、引渡し済みの役務の実績の内容	下記の順位で評価する。 ①同種役務の実績がある。 ②類似役務の実績がある。 なお、上記に該当しない場合は選定しない。
			平成 30 年度から令和 4 年度までに完了し、引渡し済みの 4 (1) ウに記載の業種区分の当機構発注役務の作業成績	当機構発注役務の作業実績がある場合は、当該作業成績評定点の平均が 70 点以上の者を優位に評価する。
配置予定の主任技術者の経験及び能力	資格要件	技術者の資格	技術者の資格、その専門分野の内容	下記の順位で評価する。 ①技術士（機械部門、衛生工学部門、建設部門、上下水道部門又は総合技術監理部門（機械、衛生工学、建設又は上下水道）に限る。）、設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有する。なお、設備設計一級建築士の資格の場合は、参加表明書提出時点において建築士法第 22 条の 2 に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること。ただし、建築士法施行規則第 17 条の 37 第 1 項「三設備設計一級建築士定期講習」の項に該当する者も含む。 ②空気調和・衛生工学会設備士（空調部門又は衛生部門）の資格又は機械設備の設計について 10 年以上の実務経験を有する。 なお、上記に該当しない場合は選定しない。
			平成 25 年度から本件の参加表明書の提出期限までに完了し、引渡し済みの役務の経験の内容	下記の順位で評価する。 ①同種役務の経験がある。 ②類似役務の経験がある。 なお、上記に該当しない場合は選定しない。
専門技術力	役務執行技術力		平成 25 年度から本件の参加表明書の提出期限までに完了し、引渡し済みの役務の経験の内容	下記の順位で評価する。 ①同種役務の経験がある。 ②類似役務の経験がある。 なお、上記に該当しない場合は選定しない。

	成果の確実性	平成 30 年度から令和 4 年度までに従事した 4 (1) ウに記載の業種区分の当機構発注役務の作業成績	当機構発注の役務経験がある場合は、当該作業成績評定点の平均が 70 点以上の者を優位に評価する。
専任性	専任性	本件の公示日現在における手持ち業務金額及び件数（主任技術者又は担当技術者となっている 1 件当たりの契約金額が 500 万円以上の業務を対象とする。）	本件の公示日現在における手持ち業務の契約金額の合計が 5 億円以上又は件数が 10 件以上の場合は選定しない。ただし、公示日現在における手持ち業務に当機構発注の役務であり調査基準価格を下回る金額で落札したものがある場合は、契約金額の合計が 2.5 億円以上又は件数が 5 件以上の場合は選定しない。

5 担当支社等

〒105-0011

東京都港区芝公園 2-4-1 (芝パークビルB館)

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

東京支社 総務部 契約課 契約係

電話 03-5403-8732

電子メールアドレス keiyaku.tky@jrtt.go.jp

6 参加表明書の提出等

(1) 本競争の参加希望者は、次に従い参加表明書を提出しなければならない。

契約担当役は、参加表明書を提出した者の中から競争入札に参加する者を指名する。参加表明書を提出することができる者は、参加表明書を提出する時において、4 (1) アに掲げる競争参加資格の認定を受けている者とする。

なお、受付期間内に参加表明書が提出先に到達しなかった場合は、指名されない。

また、指名されなかった場合には、本競争に参加することはできない。

ア 提出方法

(ア) 参加表明書は、電子入札システムにより提出すること。

ただし、参加表明書の容量が 10MB を超える場合は、書類一式(電子入札システムとの分割を認めない。)を提出先へ郵送等し、提出書類通知書（別記様式 5）のみ電子入札システムにより送信すること。

(イ) 契約担当役から承諾を得て紙入札方式に移行した場合は、提出先へ郵送等により提出すること。

(ウ) 参加表明書を郵送等により提出し、参加表明書表紙の押印省略をする場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

イ 受付期間 表－1に示す期間。

ウ 提出先 5と同じ。

(2) 参加表明書は、次に従い作成すること。

参加表明書として、別記様式1から別記様式5まで作成すること。

イの役務の実績及びウの配置予定技術者の役務の経験は、平成25年度から本件の参加表明書の提出期限までに役務が完了し、引渡し済みのものに限り記載すること。

当該役務実績又は役務経験が当機構の発注したものである場合には、作業成績評定点が65点以上のものに限る。

ただし、当機構の発注した役務のうち作業成績評定点の通知を受けていない役務においても要件を満たす場合には、役務実績又は役務経験とすることができます。

ア 登録状況等

次の内容を別記様式2に記載すること。

(ア) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）に基づく登録状況

(イ) 平成30年度から令和4年度までに完了し、引渡し済みの当機構における「機械設計調査」の作業成績

イ 参加表明者（企業）の役務の実績

当該役務と同種又は類似の役務の実績を別記様式3に記載すること。

記載する役務の実績は1件でよい。「同種又は類似役務」とは、4(2)の役務をいう。

ウ 配置予定の技術者の資格、役務の経験及び手持ち業務

配置予定主任技術者の資格、同種又は類似役務の経験、手持ち業務について別記様式4に記載すること。

なお、手持ち業務については、本件の公示日現在のものを、次により記載すること。

① 当機構発注の調査基準価格を下回る金額で落札した役務がある場合は、件名の先頭に「低」を付して記載すること。

② プロポーザル方式による役務で配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合は、件名の後に「特定済」と明記し参考見積金額を記載すること。

③ 複数年度契約がある場合は、総契約金額と当該年度分の契約金額をそれぞれ記載すること。

④ 当機構発注役務で、部分引渡しを行った役務がある場合は、引渡し部分に相当する金額を除いた額を記載すること。

⑤ 設計共同体として受注した手持ち業務量の契約金額については、総契約金額に出資比率を乗じた金額（分担した業務の金額）を記載し、出資比率が確認できる書類を提出すること。

また、平成30年度から令和4年度までに完了し、引渡し済みの業種区分「機械設計調査」における当機構発注の役務経験（500万円以上のものに限る。）があれば記載すること。

(3) 参加表明書に関する問合せ先 5に同じ。

7 非指名の理由の説明

(1) 非指名理由の説明要求提出期限、提出先及び提出方法は、以下のとおり。

ア 提出期限 非指名の通知をした日の翌日から起算して5日（休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。）を含まない。）後の16時（持参する場合は、上記期間の休日を除く10時から16時まで。）。

イ 提出先 5に同じ。

(2) 契約担当役は、説明を求められたときは、提出期限の翌日から起算して5日以内に説明を求める者に対し電子入札システムにより回答する。

ただし、紙入札方式による場合は、書面又は電子メールにより回答する。

8 入札説明書等に対する質問

(1) 質問書の受付期間及び提出先は、以下のとおり。

ア 受付期間 表-1に示す期間。

イ 提出先 5に同じ。

(2) 質問に対する回答は、電子入札システムで提出されたものについては電子入札システムにより、郵送等で提出されたものについては書面又は電子メールで回答するとともに、全ての質問に対する回答書を次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間 表-1に示す期間。

イ 閲覧場所 5に同じ。

9 入札方法、入札の締切及び開札の日時、場所等

(1) 入札の締切日時 表-1に示す期日。

(2) 開札の日時 表-1に示す期日。

(3) 場所 5の入札室

（ただし、持参又は郵送による入札書の提出先は、5に同じ。）

10 入札価格内訳書の提出等

入札価格内訳書の様式は自由とするが、記載内容は、工事等数量総括表に掲げる区分、工種、種別、単位、数量、単価及び摘要に対応する項目又は金額を表示したものとし、これに商号又は名称並びに住所及び役務件名を記載のうえ、紙による入札の場合にあっては「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載する場合を除き押印したものとする。

なお、ファイルの容量は2MB以内に収めることとし、2MBに収まらない場合は持参又は郵送（配達証明付郵便に限る。）すること。ただし、圧縮することにより2MB以内に収まる場合はLZH形式又はZIP形式により圧縮（自己解凍形式は除く。）して送信することを認める。

11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除

12 入札の無効

以下のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、契約担当役により指名された者であっても、開札の時において当機構理事長から当該役務について指名停止を受けている者その他開札の時において4に掲げる要件のない者は、指名されるために必要な要件のない者に該当する。

- ア 本公示に示した指名するために必要な要件を満たさない者のした入札
- イ 参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札
- ウ 別冊内容説明書及び別冊契約申込心得等において示した入札に関する条件に違反した入札
- エ 入札価格内訳書を提出しない者等のした入札

13 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (2) 落札者となるべき者の入札価格が契約事務規程第25条に基づく調査基準価格を下回る場合は、契約事務規程第26条の調査(以下「低入札価格調査」という。)を行うものとする。低入札価格調査の内容は、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程第25条の基準の取扱いに関する事務手続きについて」(平成31年1月7日付け事監契第181218002号・技積第181218002号通達)によるものとする。
- (3) 落札者となるべき者の入札価格が契約事務規程第25条に基づく調査基準価格を下回る場合には、内容説明書に記載する品質確保対策を確認できる書面として「担当技術者調書」(別紙1)の提出を求めるので、低入札価格調査の資料の提出時に提出すること(押印省略をする場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。)。その上で全ての要件を確認できない場合及び提出しない場合には、契約申込心得第13条第1項第13号の規定により、その入札を無効とする。

14 手持ち業務量の制限

本役務履行期間中の主任技術者の手持ち業務量(当該年度分)は、契約金額5億円かつ手持ち件数10件(公示日現在の本役務を除く手持ち業務に当機構発注の役務であり

調査基準価格を下回る金額で落札したものがある場合は契約金額 2.5 億円かつ手持ち件数 5 件) 未満 (本役務を除く。) とし、超えた場合には遅滞なくその旨を報告しなければならない。

その上で、以下の(1)から(3)までの全ての要件を満たす技術者に交代すること。

- (1) 当該主任技術者と同等の役務経験を有する者 (当機構発注の役務経験で作業成績評定点がある場合は、65 点以上のものに限る。ただし、当機構発注の作業成績評定点の通知を受けていない役務においても要件を満たす場合には役務経験とすることができる。)
- (2) 当該主任技術者と同等の技術者資格を有する者
- (3) 手持ち業務量が本説明書において設定している配置予定の主任技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

15 手続における交渉の有無 無

16 支払条件

- (1) 前金払 無
- (2) 出来形払 有

17 火災保険付保の要否 否

18 再苦情申立て

- (1) 7 (2) の非指名理由の説明に不服がある者は、非指名理由の説明に係る回答を受け取った日から 7 日 (休日を除く。) 以内に書面により、契約担当役に対して再苦情を申立てができる。

なお、当該再苦情申立てについては、当機構東京支社入札監視委員会が審議を行う。

- (2) 受付窓口 5 に同じ。
- (3) 受付期間 休日を除く毎日、10 時から 16 時まで。
- (4) 再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先 5 に同じ。

19 関連情報を入手するための照会窓口

5 に同じ。

表－1．本入札手続きに係る期間等

参加表明書様式及び別冊資料の交付期間	令和6年2月13日（火）から令和6年3月19日（火）まで。
参加表明書の受付期間	令和6年2月14日（水）から令和6年2月28日（水）までの休日を除く、10時から16時まで。
紙入札方式参加承諾願の受付期間	令和6年2月14日（水）から令和6年2月28日（水）までの休日を除く、10時から16時まで。
入札説明書等に対する質問の受付期間	令和6年2月14日（水）から令和6年3月14日（木）までの休日を除く、10時から16時まで。
入札説明書等の質問に対する回答閲覧期間	令和6年3月15日（金）から令和6年3月19日（火）までの休日を除く、10時から16時まで。
指名通知の日	令和6年3月5日（火）を予定
入札の締切日時	令和6年3月21日（木）16時
開札の日時	令和6年3月22日（金）11時30分

参 加 表 明 書

年 月 日

独立行政法人
鉄道建設・運輸施設整備支援機構
契約担当役 東京支社長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

令和6年2月13日付けで手続開始の公示のありました北海道新幹線、新函館北斗駅外1箇所台車雪落とし設備実施設計に係る指名競争に参加を希望します。

なお、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成15年10月機構規程第78号）第4条の規定に該当する者でないこと及び参加表明書の内容については事実と相違ないことを誓約します。

本件責任者：○○株式会社 ○○課 ○○ ○○
担当者：○○株式会社 ○○課 ○○ ○○
連絡先1：○○○-○○○-○○○○（代表）
連絡先2：○○○-○○○-○○○○（○○課）

注1：参加表明書として別記様式1から別記様式5までを提出して下さい。

注2：「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先は押印を省略する場合に記載すること（個人事業主等で複数の電話番号がない場合は1つで可）。

(別記様式2)

登録状況等

提出者名 :

登録規程等の名称	登録番号	登録年月日	登録部門

注：上記登録がある場合は、登録証明書の写しを添付すること。

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構における平成30年度から令和4年度までに完了し、引渡し済みの業種区分「機械設計調査」の作業成績

契約件名	契約期間	作業成績(点)

注：作業成績に記載した役務の作業成績評定通知書の写しを添付すること。

(別記様式3)

参加表明者(企業)の役務の実績

提出者名 :

同種又は類似の役務の実績	
テクリス登録番号	
役務件名	
発注機関名	
契約金額	
履行期限	
役務の概要 (入札説明書において明示した資格があることが判断できる必要最小限の具体的項目を記入)	

注1 : 平成25年度から本件の参加表明書の提出期限までに完了し、引渡し済みの同種又は類似役務の実績を記載すること。

注2 : 記載した役務の実績を確認できるテクリス完了時登録内容確認書の写しを添付すること。
テクリスに登録されている内容で確認できない場合又はテクリスに登録されていない場合は、確認できる書類(契約書、業務計画書、仕様書、業務報告書等の該当部分の写し)を添付すること。

注3 : 当機構の実績の場合は、作業成績評定通知書の写しを添付すること。

(別記様式4)

配置予定主任技術者の資格、役務の経験及び手持ち業務

提出者名：

①	ふりがな 氏名	②生年月日	
③所属・役職			
④保有資格 ○○○ (部門： 分野：)・登録番号： ・取得年月日 ○○○ (部門：)・登録番号： ・取得年月日 その他 (名称：)・登録番号： ・取得年月日 機械設備の設計についての実務経験・経験期間 (重複期間除く) : ○年○か月			
⑤同種又は類似役務の経験			
件 名	役 務 概 要 (入札説明書において明示した資格 があることが判断できる必要 最小限の具体的項目を記入)	発注機関	履行期間
	(技術者として従事)		
	(技術者として従事)		
	(技術者として従事)		
⑥手持ち業務の状況 (令和6年2月13日現在、主任技術者又は担当技術者となっている契約金額 500万円以上の業務)			
件 名	発注機関	履行期間	契約金額
			契約金額 円 (うち当該年度分 円)
			件 円
	手持ち業務件数の合計 当該年度の契約金額の合計		
⑦平成30年度から令和4年度までに従事した当機構発注の業種区分「機械設計調査」の経験 (500 万円以上のものに限る。)			
件 名	作業成績 (点)		

注 1 : 表中④に記載した資格を証明する書類の写しを添付すること。なお、機械設備の設計の実務経験により参加する場合は、経験期間及び機械設備の設計であることを確認できる書類（契約書、業務計画書、仕様書、業務報告書等の該当部分の写し）を添付すること。

注 2 : 表中⑤に記載した役務の経験を確認できるテクリス完了時登録内容確認書の写しを添付すること（テクリス登録番号を記載すること。）。テクリスに登録されている内容で確認できない場合又はテクリスに登録されていない場合は、確認できる書類（契約書、業務計画書、仕様書、業務報告書等の該当部分の写し）を添付すること。

注 3 : 表中⑤に記載した役務の経験が当機構の経験の場合は、作業成績評定通知書の写しを添付すること。

注 4 : 表中⑥には以下のとおり記載すること。

- ・当機構発注の調査基準価格を下回る金額で落札した役務がある場合は、件名の先頭に「低」と記載すること。
- ・プロポーザル方式による業務で配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合は、件名の後に「特定済」と明記し参考見積金額を記載すること。
- ・複数年度契約がある場合は、総契約金額と当該年度分の契約金額をそれぞれ記載すること。
- ・当機構発注の役務で、部分引渡しを行った役務がある場合は、引渡し部分に相当する金額を除いた額を記載すること。
- ・設計共同体として受注した手持ち業務の契約金額については、総契約金額に出資比率を乗じた金額（分担した業務）を記載し、出資比率が確認できる書類を添付すること。

注 5 : 表中⑦に記載した役務の作業成績評定通知書の写し及びテクリス完了時登録内容確認書（テクリスに登録されている場合に限る。）の写しを添付すること。

(別記様式5)

年 月 日

独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構

契約担当役 東京支社長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

提出書類通知書

入札参加に必要な下記の書類について別途提出しますので通知します。

記

1 役務件名 北海道新幹線、新函館北斗駅外1箇所台車雪落とし設備実施設計

2 提出書類目録

3 提出書類ページ数 ページ

4 提出方法 持参 郵送 託送 電子メール (いずれかに○をつける)

5 発送年月日 (持参予定年月日) 年 月 日

(別紙1)

担当技術者調書

①氏名	②生年月日				
③所属・役職・実務経験年数					
④保有資格					
・登録番号 : ④保有資格 ・登録番号 : ④保有資格 ・登録番号 : ④保有資格					
機械設備の設計についての実務経験・経験期間（重複期間除く）：○年○か月					
⑤同種又は類似業務の経験					
件 名	役 業 概 要 (入札説明書において明示した資格があることが判断できる必要最小限の具体的項目を記入)	発注機関	履行期間 (従事期間)	契約期間	契約金額
	(技術者として従事)				
⑥手持ち業務の状況（令和6年2月13日現在、主任技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務）					
件 名	発注機関	履行期間	契約金額		
			契約金額 円 (うち当該年度分 円)		
手持ち業務件数の合計 当該年度の契約金額の合計			件 円		

上記のとおり提出します。

年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

本件責任者：○○株式会社 ○○課 ○○ ○○

担当者：○○株式会社 ○○課 ○○ ○○

連絡先1：○○○-○○○-○○○○ (代表)

連絡先2：○○○-○○○-○○○○ (○○課)

注 1 : 表中④に記載した資格を証明する書類の写しを添付すること。なお、機械設備の設計の実務経験により参加する場合は、経験期間及び機械設備の設計であることを確認できる書類（契約書、業務計画書、仕様書、業務報告書等の該当部分の写し）を添付すること。

注 2 : 表中⑤に記載した役務の経験を確認できるテクリス完了時登録内容確認書の写しを添付すること（テクリス登録番号を記載すること。）。テクリスに登録されている内容で確認できない場合又はテクリスに登録されていない場合は、確認できる書類（契約書、業務計画書、仕様書、業務報告書等の該当部分の写し）を添付すること。

注 3 : 表中⑤に記載した役務の経験が当機構の経験の場合は、作業成績評定通知書の写しを添付すること。

注 4 : 表中⑥には以下のとおり記載すること。

- ・当機構発注の調査基準価格を下回る金額で落札した役務がある場合は、件名の先頭に「低」と記載すること。
- ・プロポーザル方式による業務で配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合は、件名の後に「特定済」と明記し、参考見積金額を記載すること。
- ・複数年度契約がある場合は、総契約金額と当該年度分の契約金額をそれぞれ記載すること。
- ・当機構発注の役務で、部分引渡しを行った役務がある場合は、引渡し部分に相当する金額を除いた額を記載すること。
- ・設計共同体として受注した手持ち業務の契約金額については、総契約金額に出資比率を乗じた金額（分担した業務の金額）を記載し、出資比率が確認できる書類を添付すること。

注 5 : 「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先は押印を省略する場合に記載すること（個人事業主等で複数の電話番号がない場合は 1 つで可）。